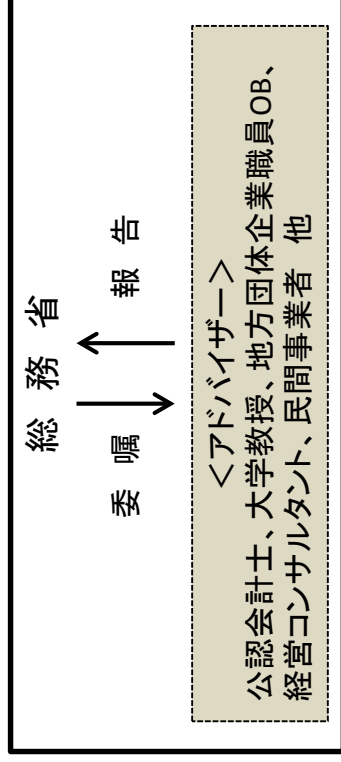
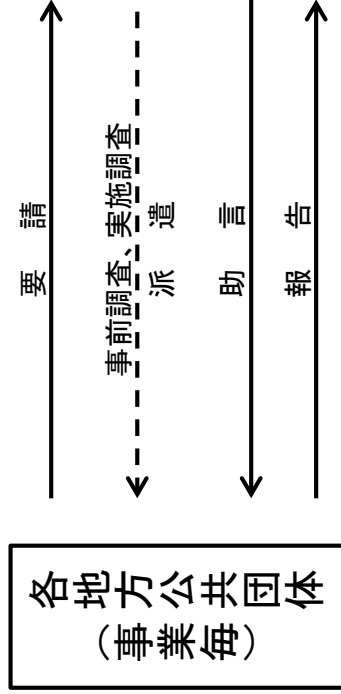


地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業について

- 本事業は、地方公営企業の効率化・経営健全化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、効率化・経営改善等に係る市町村の指導監督を支援している。
- 派遣対象は、地方公営企業を運営している市町村等と、第三セクターに対して25%以上の出資又は出資割合が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金及び損失補償等)を行っている市町村。

【スキーム】



(参考) 平成29年度派遣実績 21事業(19団体)

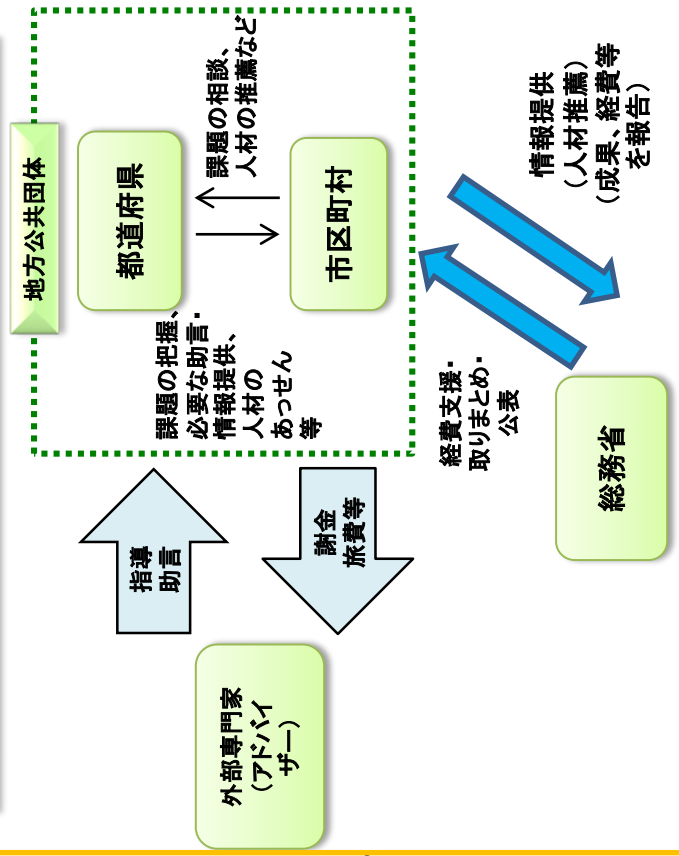
事業名	団体名
水道事業 (4事業)	北海道中空知広域水道企業団
	茨城県石岡市
	神奈川県大井町
簡易水道事業 (2事業)	兵庫県猪名川町
	福島県郡山市
	広島県安芸太田町
病院事業 (5事業)	青森県中部上北広域事業組合
	山形県米沢市
	岐阜県土岐市
	兵庫県新温泉町
	鹿児島県出水市

事業名	団体名
下水道事業 (7事業)	北海道北広島市
	新潟県上越市
	愛知県豊川市
	兵庫県猪名川町
	和歌山県橋本市
	島根県江津市
	広島県安芸太田町
地域開発事業 (2事業)	鳥取県鳥取市
	鹿児島県指宿市
第三セクター (1事業)	熊本県水俣市

公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定、公立病院改革プランの策定、料金改定、抜本的な改革の検討などの経営面における改革や専門的知識、ノウハウの継承などに取組もうとする地方公共団体が、それらの諸課題に対応する外部専門家(アドバイザー)を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいなどに必要な経費について総務省が支援(以下、「人材ネット事業」という。)

1. 活用スキーム



2. 人材ネット事業 活用の流れ

- 経営面における改革や必要な技術の承継などに取組む必要があるが、
 (例)・小規模自治体で職員数が少なく対応が困難
 ・専門的知識等を有する職員の退職による知識・ノウハウ不足 } により進まない状況
- ・大量退職により豊富な知識を持った職員が不在となり、必要最低限のノウハウを得て様々な局面に対応できる職員を育てたい。
 (講習会の開催、又は1、2回来庁してもらい助言を受け、その後は必要があれば来庁してもらいたい)
- ・職員が少数で法適化作業に時間を割くことが困難であり、直接来庁してもらいながら頻繁(定期的)な助言が必要等
- 総務省でとりまとめ・公表を行っている「人材ネット事業」の活用を検討
- 取組を進めるために必要な指導・助言を行えるアドバイザー(外部専門家)を選択(総務省HPIにて公表)
- 各自治体が電話・メールにより、アドバイザーと内容や日程等を調整
- 指導・助言の実施
- 人材ネット事業の取組について、事業概要、成果、経費など(※)を報告(繰出金調査等)
 ※下記3.参照

3. 人材ネット事業に関する特別交付税措置(30年度)

- (1) 対象経費
 - ・ 謝金、旅費
 (例) 課題を解決するため、アドバイザーにどのように勤めるか確認するなど最初の一步として、1・2回～複数回や月1回程度定期的に講習会・勉強会を開催する際の経費)
 - ・ 資料収集等費
 (例) 経営支援・技術支援を受ける地方公共団体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る経費)
 - ・ その他(会場借上費、印刷費等)
 ⇒ **対象経費の上限額200万円(年間合計額)**
- (2) 地方交付税措置の内容
 - ・ 対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
 - ・ 一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講じる。
 ※都道府県・指定都市については、財政力補正適用予定。

